

子育て世帯生活支援特別給付金

1. 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年3月16日に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として「食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する」ことが決定されたもの。

2. 構成、給付額

	低所得のひとり親世帯	低所得の子育て世帯（ふたり親）
支給対象者	①児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給するひとり親 ③新型コロナの影響で家計が急変したひとり親	住民税非課税の子育て世帯
対象児童	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 ・障害児の場合は20歳未満を対象とする	
給付額	児童一人あたり一律5万円	
規模	約2,000世帯 4,000人	約2,000世帯 6,000人
支給時期	①児童扶養手当受給者 ➡手当支給と合わせて支給（5月11日） ②公的年金受給者 ③家計急変者 ➡可能な限り速やかに支給を開始	国の制度設計の進捗に合わせ、直近の所得情報の判明以降、可能な限り早期に申請に基づき支給

3. 実施方法

「児童扶養手当受給者」	支給情報をもとに給付（申請不要）
「児童扶養手当受給者」以外の「ひとり親世帯」	申請に基づき給付
「ふたり親世帯」	申請に基づき給付

4. スケジュール案

時期	予定
4月	・補正予算議決
4月下旬	・児童扶養手当受給者に、「ひとり親給付金」分の給付案内通知
4月下旬～5月上旬	・給付申込受付等に係る体制整備（業務委託）
5月11日	・児童扶養手当受給者に振り込み
5月中・下旬	・電話問い合わせ対応開始、申請受付開始
6月（7月）	・広報・HP等で制度を案内

5. 予算

（単位：千円）

歳入	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	594,666
歳出	子育て世帯生活支援特別給付金給付経費	594,666

一般会計予算総額

補正前予算額：50,210,724千円 補正後予算額：50,805,390千円

【予算額内訳】

（単位：千円）

事業内容	業務	予算費目	予算額
給付金本体	低所得子育て世帯給付金（ひとり親・ふたり親）	個人補助金	506,650
体制の確保	申請受付窓口 電話相談・問合対応 申請書類の点検等	事務業務委託料	73,230
システム改修	手当システムの改修（ひとり親、ふたり親）	事務業務委託料	6,023
支給事務費	文書等郵送費 振込手数料 会場使用料 機器リース費 消耗品費等	通信運搬費 使用料及び賃借料 手数料 消耗品費 等	8,763